3　方法書手続、準備書手続及び評価書手続の改正

㈠　事業者は、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成するに当たり、配慮書を作成しているときはその内容を踏まえるとともに、2の㈢の主務大臣の意見があるときはこれを勘案して、2の㈠の主務省令で定める事項を決定するものとし、これらの事項を方法書に記載しなければならないこととした。（第五条関係）

㈡　事業者は、方法書に係る関係地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し方法書を送付する際、これを要約した書類も併せて送付しなければならないこととした。（第六条関係）

㈢　事業者は、方法書を作成したときは、方法書及び方法書を要約した書類を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び環境影響評価書（以下「評価書」という。）においてもこれと同様とすることとした。（第七条、第一六条及び第二七条関係）

㈣　事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないものとし、方法書の説明会に係る所要の規定を整備することとした。（第七条の二関係）

㈤　方法書に係る関係地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである場合において、当該市の長は、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を述べるものとし、この場合において、都道府県知事は、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を述べることができることとした。準備書においてもこれと同様とすることとした。（第一〇条及び第二〇条関係）

㈥　事業者から評価書の送付を受けた免許等を行う者が地方公共団体等の長である場合、当該地方公共団体等の長は、環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求めるよう努めなければならないこととした。（第二三条の二関係）

4　環境影響評価の項目等の選定に関する主務大臣の助言における環境大臣からの意見聴取の創設

主務大臣は、事業者の申出に応じて環境影響評価の項目等の選定について技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならないこととした。（第一一条第三項関係）

5　環境保全措置等の報告等の手続の創設

㈠　評価書の公告を行った事業者は、事業の種類ごとに環境大臣と協議して定める主務省令で定めるところにより、環境の保全のための措置等に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成しなければならないものとし、環境大臣は、関係行政機関の長に協議して、当該主務省令に関する基本的事項を定めて公表することとした。（第三八条の二関係）

㈡　評価書の公告を行った事業者は、報告書を作成したときは、評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これを公表しなければならないこととした。報告書の送付を受けた者は、速やかに環境大臣に当該報告書の写しを送付して意見を求めることとした。（第三八条の三関係）

㈢　環境大臣は、必要に応じ、報告書の送付を受けた者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を述べることができるものとし、報告書の送付を受けた者は、必要に応じ、評価書の公告を行った事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を述べることができることとした。この場合において、環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならないこととした。（第三八条の四及び第三八条の五関係）

6　都市計画に定められる対象事業等に関する特例

方法書の作成前の手続の創設、環境保全措置等の報告等の手続の創設等に伴い、都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等に係る手続の特例規定について所要の改正を行うこととした。（第三八条の六～第四六条関係）

7　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、1、2の㈤及び5の㈠の基本的事項、3の㈡～4は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、2の㈠及び㈣並びに5の㈡の主務省令は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（法律第二八号）（防衛省）

1　特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たって特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業として、公共用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定することとした。（第九条関係）

2　施行期日等

㈠　この法律は、公布の日から施行することとした。

㈡　この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。

◇地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第一一〇号）（総務省）

1　東日本大震災に際し災害救助法（昭和二二年法律第一一八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行する公共工事に要する経費については、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二七年法律第一八四号）第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る経費の四割を超えない範囲内に限り、前金払をすることができることとした。（附則第七条第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一一号）（防衛省）

1　特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができるその他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を定めることとした。（第一四条関係）

2　特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができるその他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を防衛大臣が定めたときは、官報で告示することとした。（第一九条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。